令和８年　第３回松田町議会臨時会　会議録　（第１日目）

令和８年７月２８日　午前９時００分　開議

１．出席議員　１２人

１　番	北　村　和　士	２　番	武　尾　哲　治	３　番	吉　田　　功
４　番	中津川　定　雄	５　番	秋田谷　光　彦	６　番	古　谷　星工人
７　番	平　野　由里子	８　番	田　代　　実	９　番	井　上　栄　一
１０番	南　雲　まさ子	１１番	飯　田　　一	１２番	寺　嶋　　正

２．欠席議員　　なし

３．説明のための出席者　１５人

町　　長	本　山　博　幸	副　町　長	田　代　浩　一
教　育　長	野　崎　　智	会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	中津川　文　子
政策推進課長 兼定住少子化担当室長	鍵和田　龍　太	総　務　課　長	山　岸　裕　子
安全防災担当室長	鍵和田　　栄	町　民　課　長 兼寄出張所長	堀　谷　恵　子
福　祉　課　長	宮　根　正　行	子育て健康課長	髙　橋　英　子
参事兼観光経済課長	遠　藤　洋　一	まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳　澤　一　郎
環境上下水道課長	渋　谷　昌　宏	教　育　課　長	椎　野　晃　一
生涯学習推進課長	遠　藤　雅　典	―――――	―――――

４．出席した議会事務局書記　２人

事　務　局　長	渋　谷　好　人	書　　記	石　井　友　子

５．議事日程

日程第　１　　会議録署名議員の指名について

日程第　２　　会期の決定について

日程第　３　　町長の行政報告

日程第　４　　議案第35号　工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））

日程第　５　　議案第36号　物品購入契約の締結について（令和８年度校務用ＩＴ機器（校務用パソコン等）購入）

日程第　６　　議案第37号　松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について

追加日程第　１　　議案第37号　松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について（産業厚生常任委員会報告）

日程第　７　　議員派遣について

６．議会の状況

議　　長　　皆様、おはようございます。梅雨が明け、本格的な暑さが続く中、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

去る７月24日、松田町告示第72号により、令和８年第３回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

クールビズ期間中であります。適宜各自の判断で上着の着脱をして結構です。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。　　（９時00分）

本日の議事日程は、お手元にお示しのとおりです。

議　　長　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。

１番　北村和士君、２番　武尾哲治君の両名にお願いします。

議　　長　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、本日７月28日午前８時30分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長、平野由里子君。

議会運営委員長　皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和８年第３回松田町議会臨時会の招集に当たり、７月28日午前８時30分より役場４階大会議室におきまして、委員６名中６名出席のもと、委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日７月28日の１日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第１「会議録署名議員の指名について」から日程第７「議員派遣について」を行います。

議案第35号及び議案第36号は、質疑等を行い即決でお願いいたします。

議案第37号は、産業厚生常任委員会へ付託させていただきます。

最後に、日程第７、「議員派遣について」を行い、閉会の予定です。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、令和８年第３回松田町議会臨時会の会期は、本日７月28日の１日と決定いたしました。

議　　長　日程第３「町長の行政報告」に入ります。

町　　長　皆様、おはようございます。７月20日に関東地方の梅雨明けが宣言されて以来、夏本番の暑さを感じている今日この頃でございますが、議員各位におかれ

ましては、ますます御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

さて、去る７月24日に、令和８年第３回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変公私にわたりお忙しい中、議員全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開会されますことを、まずもって御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

令和８年第２回定例議会以降の事業や行事につきましては、９月定例会において御報告させていただきますので御了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の臨時会での案件でございます。

議案第35号工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会に提案するものでございます。

続いて、議案第36号物品購入契約の締結について（令和８年度校務用ＩＴ機器（校務用パソコン等）購入）は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会に提案するものでございます。

議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を得るため、提案をさせていただくものでございます。

これらの案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ、副町長、教育長、担当課長より御説明を申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議　　長　町長の行政報告を終わります。

暫時休憩します。９時10分より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。　（９時05分）

議　　長　休憩を解いて再開いたします。　（10時20分）

日程第４「議案第35号工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松

田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第35号工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））。

令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

１、契約の目的　令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許）。

２、契約の方法　指名競争入札による契約。

３、請負代金額　一金1億6,830万円也。

４、契約の相手方　神奈川県足柄上郡大井町金子343番地ミマスモール206、渡辺建設株式会社神奈川西営業所、営業所長　小林泰三。

令和８年７月28日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総　務　課　長　議案第35号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。恐れ入ります。議案の２ページ目をお願いいたします。

参考資料１、工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、予定価格が5,000万円を超える工事請負契約のため、提案をさせていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づきまして、参考資料１の工事請負者の印影及び次のページ、参考資料２の入札経過調書の自署及び印影等を墨塗りしております。

それでは、参考資料１、工事請負契約書について御説明させていただきます。

１、工事名、令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許）。

２、工事場所、足柄上郡松田町松田惣領1400番地。

３、工期は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から５日以内から、令和９年１月29日まででございます。

４、請負代金額は１億6,830万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,530万円でございます。

５、前金払、６、部分払は記載のとおりでございます。

７、契約保証金につきましては、請負代金の10分の１以上でございますので、1,683万円でございます。

８、契約金支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和８年７月23日、発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長　本山博幸。

請負者、住所、神奈川県足柄上郡大井町金子343番地ミマスモール206、氏名、渡辺建設株式会社神奈川西営業所、営業所長　小林泰三。

次のページをお願いいたします。参考資料２、入札経過調書でございます。

最上段の一番左側の欄、予定価格から左から４番目最低制限価格の110分の100について御説明いたします。

一番左側の予定価格は１億7,957万5,000円でございます。左から２番目の入札書比較価格は１億6,325万円で、予定価格の消費税抜きの価格でございます。左から３番目の最低制限価格は１億6,718万4,325円で、この最低制限価格は、契約内容に適合した工事の履行を確保するために設けるもので、本町は500万円以上の工事を対象に設定しております。左から４番目の最低制限価格の110

分の100は最低制限価格の消費税抜きの価格で１億5,198万5,750円でございます。一番右側の欄、入札執行場所は電子入札でございます。

件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和８年７月22日、午前９時開札でございます。

入札参加者の名称でございますが、最上段の今泉建設株式会社から最下段の渡辺建設株式会社までの11者でございます。

第１回入札の欄を御覧ください。最下段の渡辺建設株式会社が１億5,300万円で入札いたしました。この価格は消費税抜きの価格でございます。この価格が最上段の左から２番目、入札書比較価格１億6,325万円を上限とし、左から４番目の最低制限価格の110分の100の１億5,198万5,750円を下限とする範囲内にあり、かつ、その範囲内で最も低い入札価格であったため、落札者としたものでございます。

最上段の右から２番目の落札価格を御覧ください。第１回入札価格１億5,300万円に消費税を加算いたしました１億6,830万円が契約金額となります。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。参考資料３でございます。

当該工事の平面図でございます。工事箇所は平面図の中央辺り、色で塗られている部分でございますが、こちらが屋内運動場でございます。工事内容は、屋根改修工、外壁塗装工、照明器具工事等でございます。

次のページ、参考資料４は、サッシ改修箇所をお示ししたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　担当課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１　番　北　　村　　全協で御説明あったと思うんですけど、空調設備導入に向けての改修工事の第一弾というか、そういったところの捉え方だと思います。

実際これの工事が終わって、その後のスケジュール感なのと、実際にこの運動場のエアコンが効くのはいつ頃になるか。この運動場全てについてエアコンを導入する御予定なのか。運動場といっても運動場とか、柔道場とか、剣道場とか、多目的室とか、卓球場とかありますけれども、これに全てについてエアコンを設置される御予定なのか、今後の見通しを教えてください。

教　育　課　長　　それでは、北村議員の質問にお答えしたいと思います。

今後の予定ということで、今のところ来年度以降と、次年度以降というような回答になろうかと思います。やはり補助金の獲得というのはどうしても必須になってきますので、これから手を挙げて、補助金の採択等も見ながら予算計上していくのかなというふうに思います。また例年、前倒しということでさせていただいて、町に有利な形で予算計上するとか、そういったこともございますので、スケジュール的には、具体的内容としては次年度以降というところで計画をしております。

１階、２階、どこだけなのかという話ですけども、こちらもすみません、ちょっと予算の関係がございますので、計画というか、今後そこを見ながら決めていくような形になろうかなというところでございます。

１　番　北　　村　　補助金の獲得次第とはなるけれども、早くても来年度というような感覚でよろしいですかね。

教　育　課　長　　そのとおりでございます。

議　　長　　よろしいですか。ほかにございますか。

４　番　中津川　　参考資料の２をちょっと見ていただきたいんですけれども、今回は指名競争入札で11者が選定されて、このうち辞退、棄権を含めて７者。６割越えがこういう状況になっています。この工事だけじゃなくて、これまでの大型工事においても、こういった状況が続いています。公共事業の公平性ですとか、透明性を確保する上で、なるべく多くの業者に応札をしていただくことが必要ではないかと思っています。

町では、こういった指名競争入札の指名業者の選定については、どのような基準で選定されているのか、その辺をちょっと確認させてください。

副　　町　　長　　これは全体的な関係ですので私のほうから。

議員さん御存じのように、やはり入札につきましては、一般競争入札が基本と私どもは考えてございます。

ただ、やはり工期の限定ですとか、そういったところにつきましては、やはり事務時間というんですか。そういうところの短縮等を図るべきときは、やむ

を得ず指名競争入札という形も取らせていただいております。

今回についても工期というところが、やはり夏休み等々に必要な部分を工事期間として設けたいといったところで、指名競争入札を選択させていただきました。

ちなみに、指名競争入札と一般競争入札の契約の事務なんですが、約半月ぐらいは違ってきます。やはり一般競争入札ですと45日ぐらいかかってしまいまして、指名競争入札の選考にしますと約30日、１か月といったところで、やはりその辺の15日という差をもって、工事のほうの適正な工期を設けたいというところから、今回については指名競争入札を選ばせていただいています。

業者の選考につきましては、やはり金額もございますし、何しろ実績というところを大きくポイントに置いてございます。それとやはり金額も、やはり神奈川県のランク別というところを基本にさせていただいているというところも、一つ選考の基準とさせていただいています。

最近、議員がおっしゃるように辞退というところが非常に多くなっております。この辺は可能な限り入札が完了した後、差し支えない部分については、いろいろ辞退した業者さん等々に事情を伺っているところもございますが、やはり技術者の不足とか、工期内に資材が準備できるかとか、やはり会社の中でもそのような検討をした中で、やむを得ず辞退というところは意見が見受けられるというところが現状でございます。

うちのほうといたしましても、指名選考委員会で非常にこの辺は毎回議論をしているところもございますけども、今後につきましては、なるべく一般競争入札というところを基本に置いて進めていきたいなというふうには考えを持っております。

４　番　中 津 川　ありがとうございました。行政によっては限られた工期の中で、どうしても技術者を確保できないとか、もともと選考委員会の中では各業者の技術者の数だとか、そういうのは当然把握をされていると思うんですけども、物価高騰でなかなか資材の調達に行けないという状況の中で、今おっしゃったように今後とも一般競争の面も含めて、改善を図られていっていただければと思いますの

で、よろしくお願いいたします。

議　　長　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。

議案第35号工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第５「議案第36号物品購入契約の締結について（令和８年度校務用ＩＴ機器（校務用パソコン等）購入）」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第36号物品購入契約の締結について（令和８年度校務用ＩＴ機器（校務用パソコン等）購入）。

令和８年度校務用ＩＴ機器（校務用パソコン等）購入について、次のとおり契約を締結するものとする。

１、契約の目的　令和８年度校務用ＩＴ機器（校務用パソコン等）購入。

２、契約の方法　条件付一般競争入札による契約。

３、請負代金額　一金8,030,000円也。

４、契約の相手方　神奈川県横浜市神奈川区金港町６の６、横浜みなと第一生命ビル11階、株式会社ウチダシステムズ神奈川支店、神奈川支店長　松尾修弘。

令和８年７月28日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教育課長　それでは、議案第36号物品購入契約の締結について御説明させていただきます。１枚おめくりいただき、参考資料１を御覧ください。

物品購入契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づきまして、予定価格700万円を超える物品購入契約のため、提案させていただくものでございます。

なお、提案書類につきましては、町情報公開条例に基づき、参考資料１の物品購入契約書の受注者の印影、次ページの参考資料２、入札経過調書の自署及び印影を墨塗りにしております。

それでは、物品購入契約書について説明させていただきます。

物品購入契約書。

発注者　松田町長と受注者　株式会社ウチダシステムズ神奈川支店神奈川支店長とは、物品購入について次の条項に基づいて契約を締結する。

（総則）第１条、件名、数量、金額等は次のとおりとする。

（１）件名、令和８年度校務用IT機器(校務用パソコン等)購入となっており、町立小中学校で使用する校務用パソコン及び校内に設置するネットワーク接続ストレージ、通称「ＮＡＳ」と言われる大容量記憶装置の購入に関わる契約でございます。

（２）数量、別紙仕様書のとおり。具体的には、校務用パソコン23台、ネットワーク接続ストレージが寄小学校、松田小学校、松田中学校各１校ずつの計３台でございます。

（３）契約金額803万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は73万円です。

（４）契約保証金は、「松田町契約規則」第40条第２号の規定に基づき免除。

（５）納期限は、令和8年10月30日まで。

（６）納入場所は、発注者が指定した場所。

続きまして、（検収）第２条、受注者は、前条の規定により発注者の指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

（補正または交換）第３条、発注者は、前条により検収の結果、契約内容の全部または一部が契約に違反し、または不当であると認めたときは、受注者に対して補正または交換を請求することができる。

（納期の延長等）第４条、受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の延長を願い出ることができる。

２、前項以外の理由により納入の見込みがないと認めたときは、発注者は契約を解除することができる。

（保証）第５条、受注者は、契約物品が所定の性能を有すること、及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども、１年間は無償修理の責任を負うことを保証する。

（代金の支払）第６条、代金の支払いは、第２条の規定により受注者の納品が完了し、検収に合格した後、受注者の提出する請求書を発注者が受理した日から30日以内に松田町指定金融機関松田町役場派出所において支払うものとする。

（本契約としての成立）第７条、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第１項第８号の規定により松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする。

（補足）第８条、この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難い場合は発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有

する。

令和８年７月10日、発注者、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長　本山博幸。

受注者、横浜市神奈川区金港町６の６、横浜みなと第一生命ビル11階、株式会社ウチダシステムズ神奈川支店、神奈川支店長　松尾修弘。

恐れ入りますが、１枚おめくりください。参考資料２、入札経過調書でございます。

上段の欄、左から予定価格が1,100万円、入札書比較価格が1,000万円、二つ飛んで、落札価格803万円、入札執行場所、電子入札となっております。

件名及び場所については記載のとおりでございます。

入札年月日が令和８年７月８日、水曜日、午前９時開札をいたしました。

入札参加者は、最上段の株式会社ウチダシステムズから最下段の大江電気株式会社までの４者でございます。

当入札は、議案にございますとおり条件付一般競争入札で行い、６月16日告示、６月29日参加締切りの日程で受け付け、記載のとおり４者が参加したものでございます。

第１回の入札で、株式会社ウチダシステムズが予定価格の1,000万円を下回った最も安い730万円で入札し、第１回入札での落札となりました。この価格に消費税を加算した803万円が契約価格となります。

１枚おめくりください。次ページ、参考資料３でございます。

こちら参考資料３は、今回の入札に当たっての納品物品の仕様書でございます。各学校への機器等の納品台数や詳細な性能、また、インストールするソフトウエア、納品に際しての指示などを記載したものになります。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１　番　北　　村　ありがとうございます。75台のうちの23台の入替えというか、そういったところでというような話だったんですけれども、これ使わなくなった入替え後の

パソコンのやっぱり個人情報というふうなところで、どのような処理をされるのかというのが一つ疑問なところと、仕様の中にセキュリティーソフトみたいなところがちょっと入っていないなとは思ったんですけど、それについてはどのような対策をされているのか、よろしくお願いいたします。

教　育　課　長　23台入替えの処分方法でございます。こちらにつきましては、個人情報の関係もございます。万が一、生徒の成績とか、そういったものが流出するようなことがないように、基本的には物理的に壊すというのを考えております。

また、セキュリティーソフトは全体で設定しなければいけないのでＭＤＭ、そういう全体を管理するソフトもございますので、それと併せて設定していく予定だというふうに計画をしております。

１　番　北　　村　ありがとうございます。多分データ移行は業者じゃなくて、受注者は行わないという明文がありましたんで、多分現場で行うんだろうなとは思うんですけれども、そうすると多分データ移行した後、ちょっと取っておこうよみたいな話になって、それが何かおざなりになってくると、ずっと２台が並行であってという形になる可能性もあるとは思いますので、やっぱり学校の個人情報というのはかなり大きな話だと思いますので、進捗をもって、例えば期限３か月までですよとかというようなところで、期限を区切っての運用をしていただければと思います。

セキュリティーについてはいろいろな考え方があって、理解はしているんですけれども、何となく全体統括してやりますだとちょっと怖いので、どういったところでというリスクのところをしっかり把握されて、運用をいただけるようよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。

議案第36号物品購入契約の締結について（令和８年度校務用ＩＴ機器（校務用パソコン等）購入）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第６「議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について」を議題といたします。町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者（自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者という。以下同じ。）として指定する。

１、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町古民家「旧安藤邸」、所在地、神奈川県足柄上郡松田町寄709番地。

２、指定管理者の名称等。名称、綱右衛門有限会社、代表者、取締役社長石井久和、所在地、神奈川県中郡大磯町国府本郷1237番地。

３、指定の期間。令和８年８月１日から令和13年３月31日まで（４年８か月）

令和８年７月28日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の２第６項の規定により議決を得るため、提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長　それでは、説明をさせていただきます。１枚おめくりください。右上に参考資料１となっているものを御覧ください。

町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第２条に基づきまして、候補者の募集、公募型プロポーザルを実施いたしましたところ、応募のありました１者からの申込書となります。

なお、松田町情報公開条例に基づき、印影、連絡先などの個人情報をマスキ

ングした資料としております。

申込者につきましては、団体名、綱右衛門有限会社、団体住所、神奈川県中郡大磯町国府本郷1237番地、代表者名は、取締役社長　石井久和さんです。

団体住所は大磯町でございますが、代表者の父の生家が旧安藤邸の隣に現在もございます。また、代表者は萱沼地区の茶園で自社ブランドのお茶の栽培・販売を行うとともに、旧安藤邸を活用したお茶摘み製茶体験など、こういったイベントを実施しております。加えて、昨年度３回発行しました地域紙「ＹＡＤＬＯＧ」を編集するなど、地域になじみのある方でございます。

さて、内容につきましては、次のページ、指定管理者申込書より抜粋した資料、旧安藤邸「迎賓館」運営事業計画書を基に説明させていただきます。資料を１枚おめくりください。

目次の次のページ、３ページ目を御覧ください。まず、旧安藤邸は、神奈川県足柄上郡松田町寄709番地、萱沼自治会の中心地区にある町有の古民家施設でございます。

松田町が進める農泊事業や滞在型観光の推進拠点として活用されており、地域の自然や文化を体験できる場となっております。

提案趣旨でございますが、旧安藤邸は単なる施設として管理するものではなく、寄地区に点在する自然・農業・食文化・人々の営みを結びつけ、地域内外の交流を生み出す拠点として活用することを目指しております。

次のページ、資料４ページ目を御覧ください。施設運営といたしまして、旧安藤邸を「迎賓館」として位置づけをしております。その理由は記載のとおりでございます。後ほど御高覧ください。

次のページ、５ページ目を御覧ください。「迎賓館」とは何かと申しますと、格式や豪華さを意味するものではなく、地域の風土・歴史・農業・食文化などが、寄に息づく多様な地域資源を訪れる人々へ丁寧に伝え、その価値を体験として届けるための拠点であること。

また、旧安藤邸は「目的地」ではなく、「地域への入り口」として運営するものとなっております。

次のページ、６ページ目を御覧ください。目指す将来像といたしましては３点ございます。１点目は地域全体を滞在フィールドに、２点目は多面的な地域活性化を、３点目は風景を次世代へ継承としております。

次のページ、７ページ目を御覧ください。施設運営の基本方針としての位置づけは、先ほど提案趣旨で説明したとおり、施設内でサービスを完結させるものではなく、来訪者は地域へ足を運び、人と出会い、地域の暮らしや文化に触れるきっかけを創出することを基本方針としております。

対象とする利用者につきましては、国内旅行者、インバウンド旅行者、教育機関、企業研修などを実施する企業・団体、そして地域住民でございます。

次のページ、８ページを御覧ください。ここでは具体的に何を実施するかの記載があります。

運営モデルを「プライベートビレッジ」といたしまして、地域全体を一つの潜在空間として捉え、その価値を来訪者に体験していただく運営モデルを目指しております。

旧安藤邸を起点として地域を巡り、茶畑を歩き、森林に身を置き、地域の食を味わい、人々と交流することにより、地域事業者との連携・地域内消費の拡大・新たな交流の創出など、地域全体への波及効果を生み出すことを目指しております。

次のページ、９ページ目を御覧ください。プライベートビレッジを実現する５つの事業でございます。「農泊」「地茶(クラフトティー)」「森林資源」「食文化」「ＹＡＤＬＯＧ。ＹＡＤＬＯＧというのは暮らしと記憶を記録する地域誌でございます。」の５つの事業でございます。

では、５つの事業の説明ですが、次のページ、10ページを御覧ください。一つ目の事業として、「農泊－滞在を生み出す仕組み」でございます。

次のページ、11ページを御覧ください。農業の体験や地元の食材を使った料理を一緒に作る地域体験や交流を楽しむなどとして、そのまま宿泊するイベントの延長である農泊を考えております。

２つ目の事業としまして、「地茶（クラフトティー）－土地を味わう仕組み」

でございます。

次のページ、12ページを御覧ください。令和７年度に実施した地茶を活用した取組として、ページの右下の欄でございます。６月のお茶摘み体験ほか、各種イベントを開催いたしました。イベント回数は11回、延べ参加者数は131名の実績でございました。

次のページ、13ページ目を御覧ください。３つ目の事業として、「森林資源－自然とつながる仕組み」でございます。これまでも森林ウオーキングなど、寄ならではの滞在プログラムを綱右衛門では展開しておりました。

次のページ、14ページを御覧ください。４つ目の事業として、「食文化－地域を味わう仕組み」でございます。具体的には、カフェを土・日・祝日の稼働、並びにイベント時での稼働を予定しております。

食文化での事業は、食をきっかけに地域住民と来訪者が交流する機会を創出し、地域の暮らしや文化への理解を深めるとともに、再訪意欲を育むよう進めることとなっております。

次のページ、15ページを御覧ください。最後に５つ目の事業として、「ＹＡＤＬＯＧ」。この雑誌によりまして、地域を知り、つながりの仕組みを継続して実施することとなっております。

次のページ、16ページを御覧ください。５つの事業は単独した事業ではなく、それぞれが異なる役割を担いながら相互に連携し、寄地区全体を一つの滞在空間とするプライベートビレッジ構築を展開することとなっております。

次のページ、17ページを御覧ください。実施体制でございます。図表のとおり各分野において専門性を有する事業者や地域住民・関係団体と連携しながら事業を推進することとなっております。また、行政との継続的な情報共有・協議を通じて、公益性・公平性・透明性を確保することを予定しております。

次のページ、18ページを御覧ください。各分野の担当体制と地域連携の内容を記載しております。後ほど御高覧ください。

次のページ、19ページを御覧ください。経営体制の内容を記載しております。こちらについても、後ほど御確認ください。

次のページ、20ページを御覧ください。人員配置方針・雇用計画ですが、地域人材を積極的に活用し、地域雇用の創出に努めることとしております。

次のページ、21ページを御覧ください。日常的な維持管理と計画的な保全を両立し、施設の長寿命化と施設としての品質向上を図ることとしております。

次のページ、22ページをお願いいたします。安全管理体制につきましては、「予防」「初動対応」「情報共有」「再発防止」の四つを基本方針として、利用者の安全確保を最優先に施設運営を行うこととなっております。

次のページ、23ページを御覧ください。収支計画及び継続的な運営体制です。収支計画の基本方針につきましては、単年度の収益追求ではなく、指定管理期間を通じて安定した施設運営を継続できる収支計画を基本方針としております。また、複数の財源を組み合わせ、特定の収入源に依存しない収支構造を目指すこととしております。

収入計画については、お茶摘み・製茶体験の継続に加え、地域農家と連携したイベントを開催いたします。また、飲食業許可取得後は地域食材・地茶を活用した食のイベントの展開をすることとしております。

財務リスクへの対応につきましては、複数の収入確保により収入構造を分散。収支状況を定期的に確認し、課題が生じた場合には速やかに改善策を講じ、安定した施設運営を維持することとしております。

次のページ、24ページをお開きください。飲食・テイクアウト・イベントの売上予測。その次の25ページには、売上予測の詳細が令和８年度から令和12年度までの記載がございますが、この２ページ、24ページ・25ページをまとめた資料が、次の次の28ページでございます。28ページをお開きください。

28ページの表、予測損益計算書及び資金収支計画表を御覧ください。まず、各年度の収入から説明いたします。

最上段の収入のうち、売上(飲食・テイクアウト・イベント)の各年度でございますが、令和８年度につきましては、９月から３月までの７か月分の売上げを見込んでおります。

最上段の売上（飲食）につきましては、１か月９万6,000円の７か月分で67

万2,000円、次のテイクアウトは１か月８万8,000円の７か月分で61万6,000円、イベントは１か月16万円の７か月分で112万円を見込んでおります。

次に、令和９年度から令和12年度までの収入の各年度は12か月分を見込んでおります。

令和８年度の飲食は、１か月19万2,000円の12か月分で230万4,000円、テイクアウトは1か月17万6,000円の12か月分で211万2,000円、イベントは1か月32万円の12か月分で384万円を見込んでおります。

令和10年度から令和12年度についても、毎年度増額を見込んでおるところでございます。

なお、資料で見てお分かりと存じますが、町からの指定管理料のお支払いはございません。

次に、その下段の支出を説明させていただきます。

人件費から家賃は記載のとおりでございます。令和８年度は、指定期間を令和８年８月から予定させていただいておりますので、令和８年度の人件費は９月から３月までの７か月分を、他の仕入・雑費から家賃までは８月から３月までの８か月分を見込んでおります。

なお、家賃につきましては、募集要項で基礎納付月額５万5,000円を最低額といたしておりました。募集要項のとおり指定管理者が提案する額は５万5,000円で、提案がありました月額５万5,000円の８か月分、44万円を計上しております。また、令和９年度から令和12年度までの各年度の家賃は12か月分を見込んでおります。

収入と支出の差引きの合計であります。営業利益収支につきましては、令和８年度が92万8,000円で、令和９年度から令和12年度までは、記載のとおり見込んでおります。

資料は少し戻っていただきまして、26ページを御覧ください。事業実施に当たっての評価・改善についてでございます。

施設運営については、ＰＤＣＡサイクルを継続的に実践していきます。利用者アンケート・意見箱・ＳＮＳなどの複数の手段で意見を収集し、ＫＰＩによ

る客観的な評価を実施。また、町への定期報告と地域住民との意見交換を通じて、透明性の高い施設運営を実現することを目指しております。

次のページ、27ページを御覧ください。これまでの提案を説明させていただきましたが、このページでは、その総括として本提案の特徴と未来への展望が記載されております。後ほど御確認くださるようお願いします。

資料おめくりいただきまして、参考資料２を御覧ください。町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条施行規則に基づきまして、令和８年６月26日に、松田町指定管理者選定委員長に対しまして提出した指定管理者の候補者選定依頼となってございます。

次のページをお願いします。参考資料３でございます。令和８年７月16日に開催しました指定管理者選定委員会で審議した指定管理者の候補者の選定結果となります。

委員会につきましては、外部委員２名を加え、計７名でございました。選定委員会では、候補者からプレゼンテーションをいただくなど、２回にわたって御審査をいただき、公募により申込みのあった１者に対し委員会で審議した結果、候補者として選定することに決定したものでございます。

１、施設名及び所在地、２、指定管理者の候補者につきましては、資料記載のとおりでございます。

３、指定管理者の候補者評価点数につきましては、250点中165.2点。なお、合格点は150点の６割以上を超えることが審査選定基準でございました。

なお、候補者の選定に当たりましては、選定委員から附帯意見が３点ございました。資料記載のとおりでございます。後ほど御確認ください。

以上、議案第37号の説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１　番　北　　村　　指定管理料０円はありがたい話だと思います。

一応念のため確認なんですけど、古民家なんで、今後町に発生し得るような費用は何か想定されているのですか。これが１点目です。

２点目。どうしても古民家を使われるということで、事業なのでうまくいってほしいなというのは心からの希望なんですけれども、途中撤退とか、事業中止の場合は原状復帰という話が出てくると思うんですけれども、それについてどのような対策を取られているか、契約書上です。教えてください。

３点目。これ事業の中に「ＹＡＤＬＯＧ」とあるんですが、これは今まで多分、町の費用でやっていたんだろうなと思って、これを今後はこの指定管理事業者さんの自主事業としてやっていただけるという考え方なんでしょうか。よろしくお願いいたします。

参事兼観光経済課長　１点目の今後町に対する費用は生じるかということでございますが、実際に指定管理者が開始し始めまして、定期的に意見交換や運営上の意見を聞いていきますので、その中で一応希望のあったものにつきましては、今後契約します基本協定書、年度協定書に基づきまして、よく話し合いまして決めていきたいと思います。現状では特別な予定はしておりません。

２点目は、町が撤退した場合とか、そういったものについては、同じく基本協定書というものをこれから締結いたしますので、そういったリスクを避けるためにしっかりと基本協定書に記載してまいりたいと思っています。

３点目の「ＹＡＤＬＯＧ」でございますが、指定管理者の候補者に確認しております。営利がない事業ですが、今後は指定管理者が実施のもと、やっていくというようなことを確認しております。

以上です。

１　番　北　　村　指定管理ということで公約というのと違うかもしれないですけれども、町の所有物ではございますので、公約としての務めを果たさなきゃならないと思いますので、そういったところをよろしくお願いいたします。

「ＹＡＤＬＯＧ」については自主事業ということで、町から収支を見たら委託料も入っていないんで、自主事業なんだなというようなところもあるとは思うんですけれども、自主的にやられていただけるというようなところで、町も協力できるところはやることが外に対して新たな魅力になると思いますので、何とぞ、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することとしたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。休憩中に委員会を開催し、審査してください。

（11時13分）

議　　長　休憩を解いて再開します。（14時40分）

お諮りします。休憩中に産業厚生常任委員会委員長より、産業厚生常任委員会報告書の提出がありました。この報告書を日程に追加し、追加日程第１として議題としたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、産業厚生常任委員会報告書を追加日程第１として議事日程に追加をお願いいたします。事務局は配付してください。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり ）

配付漏れなしと認めます。

追加日程第１「議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会委員長からの審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長　それでは、委員会報告をさせていただきます。

令和８年７月28日、松田町議会議長　南雲まさ子殿。

産業厚生常任委員会委員長　中津川定雄。

産業厚生常任委員会報告書。

本委員会は、令和８年７月28日に委員６名中全員出席のもと、役場４階大会議室において委員会を開催し、令和８年第３回議会臨時会において付託された「議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について」を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告いたします。

記。

１、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

２、審査の内容。参事兼観光経済課長及び担当職員出席のもと、運営事業計画などについて慎重に審査をしました。

審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について申入れをします。

（１）農泊事業については、着実に準備を進め、農泊施設としての活用を推進されたい。

（２）事業収支については、年度ごとの収支状況を注視し、継続的な運営に努められたい。

以上です。

議　　長　産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。

議案第37号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定についてに対する

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

日程第７「議員派遣について」を議題といたします。この件につきましては、議会閉会中の調査活動等の今後の計画について、お示しのとおり派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程、派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいたします。

以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会を閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。

（14時46分）